

NET119 緊急通報システムご利用案内

下北地域広域行政事務組合消防本部通信指令課（以下、「通信指令課」という）では聴覚や発話の障がいにより音声による119番通報が困難な方のために、あらたに「NET119 緊急通報システム」（以下、「当サービス」という）を開始いたします。当サービスの利用を希望される方は以下の利用案内及び「緊急通報システム NET119 ご登録規約」（以下、「登録規約」という）をご確認いただき、承諾のうえお申込みください。

記

サービス概要	音声通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯端末」という）のWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
利用対象者	通信指令課が管轄する地域に在住または在勤若しくは在学の方で、聴覚障がい者及び音声・発話・そしゃく機能障がい者または音声による通報が困難な方のみ （原則として障害者手帳の交付者）
管轄地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 （通信指令課が管轄する地域）
申請・登録方法	NET119緊急通報システム利用登録申請書に必要事項を記入し、申請窓口へ提出し登録を行います。 （来庁が困難な方等は申請窓口にご相談ください）
申請窓口	青森県むつ市小川町二丁目14番1号 消防合同庁舎2階 下北地域広域行政事務組合消防本部通信指令課 FAX：0175-22-0114 TEL：0175-33-1063
申請書配布窓口	下北地域広域行政事務組合消防本部通信指令課

※サービスのご利用条件は登録規約のとおり

以上。